

政務官回付

保存期限

番 號

陸支普受第三七九二號

起元廳 課名 第三十七師團

昭和拾四年五月五日

審記者



陸

軍



決裁指定



決行指定



件 名

屋形天幕及雨覆交付方ニ關スル件

委

政務次官 次官

委

參事官 高級副官 主任局務長



主任局務長



主任局務長

主任局務長



主任局務長 大官房

受領 出持 領受 號番

昭和一 昭和一 昭和一 昭和一

年 年 年 年

五月 月 月 月

日 日 日 日

日 日 日 日

日 日 日 日

日 日 日 日

日 日 日 日

日 日 日 日

日 日 日 日

經連甲第三四號

決行後
同覽
局(部)長

連 帶
局(部)長

課 長

課 長

副官ヨリ第三十七師團參謀長へ通牒案

(陸支密)

五月二十日附綴糧第二三號ヲ以テ上申ニ係ル屋形天幕及雨覆ハ派遣
地到着後其ノ必要ニ應シ所屬軍司令部ニ申出ツルコト、シ今回ハ交
付セラレサルニ付依命通牒ス

陸支密第一三九六號

昭和七年五月六日



1202

平田部隊
本部 經糧第二三號

屋形天幕及雨覆交付方ニ關スル件上申

昭和十四年四月二十日

第三十七師團長 平田 健

陸軍大臣 板垣 征四郎 殿

當師團派遣ニ際シ左記員數携行シタキニ付交付セラレ度別紙理由
書添付上申ス

左記

屋形天幕 五組
雨 覆 貳拾組

別紙
當課ニ保管ス
5月//日
建築課

平田部隊
本部 經糧第二三號

陸軍省
14.5.1
軍

(日本標準規格B-5)